


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市助産の実施に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>下記の事由により、東大和市助産の実施に関する規則の一部を改正するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度税制改正により、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にしている子を有する単身者に対して「ひとり親控除」が適用され、従来の寡婦（寡夫）控除はひとり親に該当しない寡婦に係る控除に改組することとされた。これに伴い、助産の実施における費用の徴収金額の決定において、未婚のひとり親に対する地方税法上の寡婦（寡夫）のみなし適用に関する規定を削除する。</li> <li>・児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）の一部を改正する規則の施行に伴い、助産の実施費用徴収基準を変更する。</li> </ul> <p>(1) 主な改正点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①別表の備考における、寡婦（寡夫）のみなし適用に関する規定を削除する。</li> <li>②助産の実施費用徴収基準にかかる階層区分の判定において、地方税額及び所得税額に応じて徴収金額を認定していたものを、すべて地方税額に応じて認定することとなったことにより、階層区分における世帯区分及び定義を変更する。</li> <li>③文言の整理</li> </ol> <p>(2) 施行日</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①令和3年1月1日</li> <li>②③公布の日</li> </ol> <p>3. 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度税制改正及び児童福祉法施行細則の一部改正に沿った規則となり、適切な運用が図られる。</li> <li>・費用徴収の判定が地方税額及び所得税額から地方税額のみに変更されたことにより、マイナンバーによる情報連携が可能となること及び寡婦（寡夫）控除をみなし適用させる必要がなくなることによる手続きの簡略化及び職員の事務負担の軽減が見込まれる。</li> </ul>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。